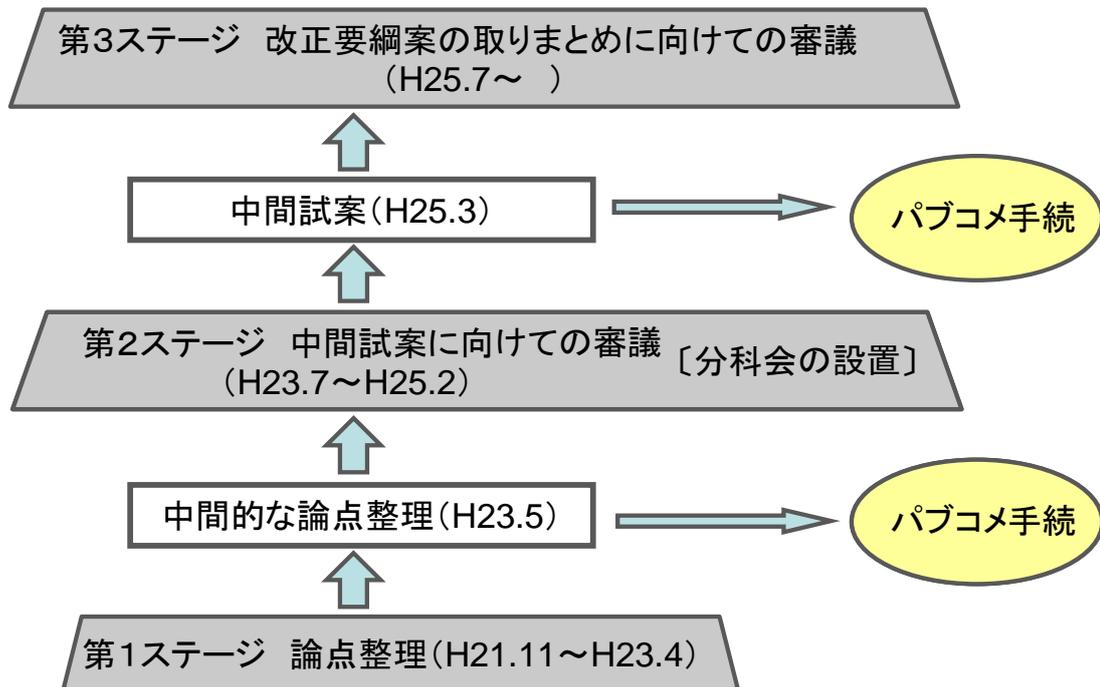


(平成 25 年 7 月 25 日更新)

法制審議会民法（債権関係）部会の 審議の進め方について

法制審議会 民法（債権関係）部会では大きく分けて3つのステージで議論が進められています。



(1) 第1ステージ（部会第1回～部会第26回）

改正論議の対象とすべき論点の整理を行い，その結果を「[民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理](#)」として取りまとめました。

(2) 第2ステージ（部会第30回～部会第71回）

各論点について議論を重ね，その結果を「[民法（債権関係）の改正に関する中間試案](#)」として取りまとめました。

また，技術的なテーマ等についての補充的な審議の場として3つの分科会が設けられました。分科会の設置は，[部会第30回会議](#)（平成23年7月26日）で決定され，その概要は[部会資料28](#)記載のとおりです。

(3) 第3ステージ（部会第74回～）

改正要綱案の取りまとめに向けて、各論点について議論を重ねています。

改正要綱案の取りまとめに先立ち、平成 26 年 7 月末までに「要綱仮案」の取りまとめが行われる予定です。